

2010年OECD閣僚理事会（概要）

平成22年5月28日

外務省 経済局 経済協力開発機構室

＜今次OECD閣僚理事会のポイント＞

- 経済・金融危機や現在の欧州経済情勢を踏まえ、中長期的な財政再建の重要性につき閣僚レベルで、強いメッセージを発した。
- 同時に、「雇用なき回復」を回避するとともに、新たな成長の源として、グリーン成長、イノベーションの促進及び貿易の自由化が重要である旨を確認した。
- 我が国の出席閣僚は、会合期間中、グリアOECD事務総長等と会談を実施し、国際社会における共通の課題等について意見交換を行った。

5月27日（木）から28日（金）にかけ、パリのOECD本部で第49回OECD閣僚理事会が開催され、我が国からは、直嶋経済産業大臣、武正外務副大臣及び津村内閣府大臣政務官他が出席した。今次閣僚理事会には、OECD加盟国31か国（5月7日にチリが正式加盟）に加え、加盟候補国4か国（エストニア、インドネシア、ロシア及びスロベニア。ロシアを除く3か国については、5月10日に正式に加盟を招請。）、関与強化国5か国（ブラジル、中国、インド、インドネシア及び南ア）等が参加した。

閣僚理事会の最後に、「結論文書」（別添1：和文骨子）及び「国際ビジネス及び金融の活動に関する適切性、健全性、透明性に関する宣言」（別添2：和文骨子）が採択された他、「グリーン成長戦略」の中間報告及び「イノベーション戦略」の最終報告が併せて発表された。

1. 総論

今次閣僚理事会では、過去1年間のOECDの活動実績の総括及び将来の活動指針に加え、金融・経済危機の克服及び経済回復に向けたこれまでの取り組みを受け、「回復から持続的成長へ」と題して、財政再建、雇用、成長の源（グリーン成長、イノベーション及び貿易）等、国際社会が直面する幅広い問題について議論を行い、G8やG20サミット等に先立ち時宜を得た会合となった。特に、最近の欧州を中心とする金融、財政問題を踏まえ、財政再建、構造問題に協調して取り組むことの重要性が確認された。

2. 各議論の概要

（1）議題1：「開会の辞及び議題の採択」及び議題2：「事務総長の戦略的方向性」

(27日ワーキング・ランチ)

グリア事務総長より、1年間の活動・報告と今後のOECDの戦略的な方向性について、持続的成長の実現に向けた政策課題、G8やG20等のグローバルなフォーラムにおけるOECDの役割等の観点を踏まえつつ、報告・提案を行った。

武正副大臣からは、昨今の経済・金融情勢等を踏まえ、グローバルな政策協調が死活的に重要になっていることから、OECDが魅力的な作業を行うことで政策協調に貢献することが重要である旨述べた。その上で、我が国を含む、多くのOECD諸国にとって、経済回復及び自律的な成長を実現することは喫緊の課題であり、OECDが、①国際協調の成果、危機の教訓等の分析、②財政再建、③グリーン成長等の新たな成長の源に関する作業、④雇用問題をはじめ構造問題についての分析や政策提言を行うことに期待する旨述べた。

(2) 議題3：財政再建と雇用（27日午後）

財政再建については、各国の公共支出の優先付けや税制改革等の経験を踏まえ、構造政策や財政措置の国際的影響等について、幅広く議論を行った。また、雇用については、OECD諸国の状況を踏まえ、更なる雇用悪化の防止や高失業率の構造化の防止に必要な政策等について議論を行った。

武正副大臣から、財政再建の重要性につき説明するとともに、雇用問題については、「雇用なき回復」、「雇用なき成長」を避けるとの強い意思の下、現在の高失業率が構造的なものとならないよう、労働・社会政策を実施すべきである旨主張した。

(3) 議題5：グローバルな経済協力（27日ワーキング・ディナー）

相互依存の進展により、新興諸国との対話拡大の方向を受けて、新規加盟国や「関与強化」対象国（インド、インドネシア、中国、ブラジル、南アフリカ）と共に、安定的な経済成長、開発、OECDの役割等について議論を行った。

(4) 議題7：適切性、健全性、透明性（28日午前）

経済・金融危機を受けて、ビジネス活動の適切性、健全性、透明性が市場の機能や安定的な経済運営に重要であることが明らかになったことを踏まえ、関連分野におけるOECDの取組みの向上等につき議論を行った。

(5) 議題8：成長の源（28日午前）

ア イノベーション

グローバルな課題や社会的課題に対応しつつ持続可能な成長を実現するためには、イノベーションが不可欠であることから、イノベーションを促進するための政策等について議論した。

イ グリーン成長

グリーン成長は、温室効果ガス等の削減や天然資源の効率的使用をはかりつつ、経済成長を実現する取組みであり、新たな雇用機会創出のための政策を含め、グリーン成長促進のために必要な政策、規制枠組等について議論した。

ウ 貿易・投資

貿易及び投資は、経済の回復のみならず、持続的成長の実現のために極めて重要な要素であることを踏まえつつ、保護主義の抑止、ドーハ・ラウンドの早期妥結、貿易・投資の雇用創出効果等について議論した。

武正副大臣より、貿易・投資について、今次経済・金融危機においては、深刻な保護主義的措置の導入が抑制されてきたが、そのためにOECDが果たしてきた役割を高く評価する旨、また、現在の経済回復を自律的な成長につなげるためには、貿易の自由化や投資を促進することが重要であり、かかる観点からドーハ・ラウンドの早期妥結が重要である旨主張した。また、APECで検討中の新たな成長戦略は、世界規模の成長を考える上で有用である旨述べつつ、一方で、世界経済の持続的かつバランスのとれた成長のためには先進国の成長力の引き上げが求められており、その点につきOECDの分析・提言に期待している旨述べた。更に、グリーン成長の観点から、環境配慮型製品・サービスの自由化の一層の促進やグリーン・イノベーションの推進が重要である旨主張した。

(6) その他：新規加盟（27日午後）等

チリの新規加盟及びエストニア、イスラエル、スロベニアへの加盟招請の決定を祝うための行事が行われた。

3. 二国間会談

OECD閣僚理事会の機会に、武正副大臣はグリアOECD事務総長、モレノ・チリ外務大臣、ゲルバー・スイス対外経済庁長官、クリーン豪貿易大臣、コロレツ・ポーランド経済省次官、グローサー・ニュージーランド貿易大臣兼外務副大臣と短時間の意見交換を行った他、直嶋経済産業大臣とラガルド仏経済・産業・雇用大臣、デ・グフト貿易担当欧州委員、ラミーWTO事務局長、との意見交換にも同席した。

(1) グリア事務総長（28日午後）

我が国とOECDとの一層の関係の強化や、APECへのOECDの貢献の他、我が国が関心を有している社会進歩の計測等につき議論した。また、OECDと非加盟国との関係強化を含め、来年設立50周年を迎えるOECDの今後を見据えた戦略的方向性についても、意見交換を行った。

(2) モレノ・チリ外務大臣(28日午前)

武正副大臣より、チリのOECD正式加盟を歓迎した。二国間関係の着実な進展について確認するとともに、WTO、APECプロセス等についても意見交換を行った。

(3) ゲルバー・スイス対外経済庁長官(28日午前)

日本とスイスは共通の基本的価値観に基づき関係を進展させていることを確認した他、日スイス経済連携協定、WTO・DDAの進展についても議論した。

(4) クリーン豪貿易大臣(28日午前)

WTO、APEC貿易大臣会合等について意見交換した他、捕鯨に関して豪州が国際司法裁判所に訴える旨決定したことについて、残念であり、我が国の立場を踏まえ然るべく対応していく旨述べおいた。

(5) コロレツ・ポーランド経済省次官(27日午後)

二国間関係の一層の緊密化及び国際的な共通課題の解決に向けた協力を進めていくことを確認した他、日EU経済連携協定やWTO、APEC等につき有意義な意見交換を行った。

(6) グローサー・ニュージーランド貿易大臣兼外務副大臣(27日午後)

APECについて、札幌の貿易担当大臣会合に向けて協力していくことを確認した他、ドーハ・ラウンドについても意見交換を行った。

(7) ラガルド仏経済・産業・雇用大臣との意見交換(28日午前)

日EU経済連携協定に向けた共同研究の立ち上げや、ギリシャ問題を含む欧州経済について意見交換を行った。

(8) デ・グフト貿易担当欧州委員との意見交換(27日午後)

日EU経済連携協定交渉に向けた取り組みをはじめとする日EU経済の他、WTOやACTA(模倣品・海賊版拡散防止条約)交渉等について意見交換を行った。

(9) ラミーWTO事務局長との意見交換(27日夕方)

ドーハ・ラウンド交渉の今後の進め方について、同日午前で開催された豪主催のWTO非公式閣僚会合での議論も踏まえ意見交換。パリで確認されたコミットメントを来週からのAPEC貿易担当大臣会合(札幌)につなげていくことを確認した。

(了)

OECD 閣僚理事会結論文書：概要

平成 22 年 5 月 28 日

1. 冒頭：経済情勢

- 前例なき国際協調の下、経済が回復していることを歓迎。他方、高い失業率等、回復は弱い弱であり、最近の出来事が示すとおり、リスクが引き続き存在することを認識。特に、ソブリン債市場の緊迫した状態は、いくつかの国の経済見通しに係る高い不確実性を示す。我々は、金融市場規制及び監督をさらに進展させるべきことに合意する。我々は、欧州における金融の安定の維持のために講じられた強力な措置及び経済ガバナンスの強化の決定を歓迎。
- 民間需要の伸びが確たるものとなるまで、適切な措置により回復への支援を継続する。同時に、政策支援の継続によるリスクを最小化することが重要である。我々は、出口戦略を策定し、回復が確実になれば、国際的な波及に留意しつつ実行する。可能な国は、国内における成長の源を拡大すべきである。これは貯蓄を増やし財政赤字を削減すべき国における需要減少の影響を和らげるであろう。
- 回復を確固たるものとし、持続可能かつバランスのとれた成長への移行を達成するため、新たな成長の源を活用するための新たな政策及び戦略が必要である。我々は、OECD の関連の取組みを評価し、マクロ経済や構造問題等の相互審査を含め、政策分析や勧告を継続することを意図する。

2. 財政再建

- ほとんどの OECD 諸国の財政状況は、危機の結果、著しく悪化しており、より持続可能な軌道に乗せる必要がある。財政再建は重大な課題である。各国の状況を考慮しつつ、財政ルール等の適切な制度的メカニズムを通じ、信頼性と透明性のある中期的な財政再建計画を策定することが重要である。財政再建にあたっては、構造的な財政収支の改善、中長期的な公的債務負担の安定化・低下を図る。公的支出の優先順位付け、成長に資する税制改革により、潜在成長力を維持する重要性を認識する。

3. 雇用

- 我々は、「雇用なき回復」及び「雇用なき成長」を回避するために取り組んでいる。我々は、雇用危機に対処するため、包括的で、あまねく広がり、革新的な雇用・社会政策を策定する。当面の優先課題として、積極的雇用政策、就職支援、教育訓練の拡大、社会保障制度やセーフティ・ネットの確保に取り組む。中長期的には、人口動態の変化に対応し、格差を縮小させるため、質と量において優れた雇用を創出する成長を支援及び促進し、労働市場への参加を改善する。このため供給・需要の両面で労働市場の機能を向上させる。
- 我々は、昨年 9 月の OECD 労働雇用大臣会合における、技能及び能力の開発及び訓練を促進するための措置をとるとのコミットメントを再確認する。我々は、OECD による雇用に関する有益な作業や ILO 等との協力の下での貢献を評価する。若年者の失業及び女性の機会拡大に関する OECD の作業に期待する。

4. 構造改革

- 潜在成長力を高め、財政再建、失業、高齢化等の課題に対処し、将来の経済的ショックに対処する耐久力を強化するために、構造改革を行うことに改めてコミットする。回復とともにグローバル・インバランスが拡大する可能性があり、製品・労働・金融市場の改革の推進が、バランスのとれた成長の達成に資すると確信する。

5. 成長の源**(1) グリーン成長**

- 我々は、政策一貫性等に配慮しつつ、グリーン成長への転換を加速する重要性を強調。我々は、グリーン成長追求の措置が国際貿易に係る義務と整合的であることを確保する。グリーン・イノベーションや環境物品・サービス、省エネ技術の世界的な普及を促進することが死活的に重要。グリーン成長戦略の中間報告を歓迎し、OECD がグリーン成長で重要な役

割を果たすことを期待。

- 環境に有害な補助金等、グリーン成長経済の移行を損なうおそれのある政策を回避、廃止、または改革する重要性を認識。我々は、G20による、中期的に、非効率な化石燃料に対する補助金を合理化し、段階的に廃止するとのイニシアティブを歓迎し、G20の要請によるOECDの作業の継続に期待する。G20で肯定的な結果に到達するとのコミットメントを再確認する。

(2) イノベーション

- イノベーションは長期的な成長の重要な源であり、イノベーション戦略の最終報告を歓迎。
- 我々は、教育及び訓練、規制や租税政策等の枠組み、起業家精神の促進及び新興企業・中小企業の支援、実効的な知的財産権を伴う知識ネットワーク及び市場を発展させる。また、政策一貫性を改善し、国際協力を推進する。OECDに対し、各国のイノベーション戦略の策定及び改善を支援するための努力の継続を要請する。

(3) 貿易及び投資

- 保護主義が懸念されたほど拡大していないのは、国際協調の成果。我々は、保護主義に対抗するとのコミットメントを再確認する。危機への貿易関連政策対応に関するOECDの勧告を歓迎。OECD、WTO、UNCTADによる共同の貿易・投資に関する作業の継続を支持する。
- 我々は、これまでの進展を基礎とし、早期で、野心的で、バランスのとれた、包括的なドーハ・ラウンドの妥結に引き続きコミットする。環境物品・サービス(EGS)の貿易・投資を促進する努力を行い、実効的な「貿易のための援助」を促進。さらに、全ての主要な輸出国に対して、輸出信用の分野で共通の国際的な枠組み及びアプローチを適用するよう、引き続き慫慂する。我々は、持続可能な低炭素・エネルギー効率的な技術に関する輸出信用の枠組みを更に発展させるための努力を強化する。
- 国際投資は危機からの回復及び経済発展のために死活的に重要。我々は、国際投資に関し、OECDが果たす中心的な役割を評価する。かかる取組は継続・強化される必要がある。我々は、多国籍企業に関するOECDガイドラインの改定作業の正式な開始を歓迎。

(4) 社会進歩の計測

- 経済発展の社会的かつ環境的な側面を考慮した計測手法は有益であり、OECDに対して、この重要な問題について、更なる提案を策定することを慫慂。

6. 適切性、健全性及び透明性

- 我々の将来の成長及び安定は、国際的な経済・金融取引に係る共通の一連の原則に基礎を有するものでなければならない。「国際ビジネス及び金融活動に関する適切性、健全性、透明性に関する宣言」を承認したのはこのような点を念頭においたものである。

7. 開発

- グローバルな経済協力は、開発途上国における経済発展等の鍵となる要素。我々は、「ミレニアム開発目標」(MDGs)を達成するとのコミットメントを再確認する。政府開発援助(ODA)のみでは資金量が不足するとの認識を共有し、革新的資金調達を活用することを探求し、効率及び効果を促進する。
- 開発に対処するにあたり、援助だけではなく、成長の促進等を含む広範かつ一貫性のあるアプローチを支持。我々は租税と開発の分野において進展を図る必要性を認識する。我々は、OECDに対し、戦略的な開発目標を特定するとともに、開発のための政策一貫性を改善し、全ての開発パートナーとの対話と協力を促進すること等により、開発効果の向上を目指すよう慫慂する。

8. グローバルな経済協力

- 我々は、OECDの実質的な作業におけるより深い協力関係が、OECD加盟国、加盟候補国及び「関与強化」パートナーにとり貴重であるとの見解を共有し、OECDの組織、今後の関係閣僚会合等において更に協力していく。
- OECDによるG20及びG8等の国際フォーラムへの貢献を歓迎し、質の高い作業の継続を慫慂。

国際ビジネス及び金融の活動における適切性、健全性及び透明性に関する宣言

(概要)

平成 22 年 5 月 28 日

我々、閣僚は、長年 OECD が国際的ビジネス及び金融に関する活動における適切性、健全性、透明性に取り組み、これらの分野で種々の手法を策定してきたこと、OECD の各種組織がイニシアティブをとってきたことを認識し、

1. 以下を宣言 (declare) する。

- (1) 適切性、健全性及び透明性は、人々の信頼と支持を得つつ、その必要と希望に奉仕する経済の礎である。
- (2) 実効的な競争は、効率的かつ健全な市場の鍵であり、より高い生産性及び成長に通ずる。反競争的慣行は処罰され、不必要な規制は撤廃されるべき。
- (3) 企業のガバナンスは、法の支配の尊重、アカウンタビリティ、株主の衡平な取扱及びステークホルダーと適切な協力を促進し、すべき。報酬及びインセンティブは長期的目標及びリスク政策に一致するものであるべき。
- (4) 企業の情報公開の方針は、当該企業の性質、規模及び所在に応じたものとし、透明性を向上させ、時宜に適った正確な情報を確保するものとすべき。
- (5) 法人団体を不法な目的で使用すべきではない。責任あるビジネス行動 (RBC) は企業における意思決定に反映されるべき。企業責任には、その所在にかかわらず、納税義務を果たし、税法及びその精神を遵守することを含む。
- (6) 汚職はガバナンス及び持続可能な経済発展を阻害し、競争条件を歪曲する。汚職を防止するために、必要な措置をとるべき。
- (7) マネーロンダリングは、グローバルな経済に対する深刻な脅威であり、効果的に起訴・処罰されるべき。
- (8) 公共調達やロビー活動などを含む官民の関係は、全ての当事者に対する透明性、健全性及び公平性の原則に基づくべき。
- (9) ビジネス及び市場への規制枠組は、政策目標に合致し、費用に値する利益を生み、必要性、実索性、透明性の原則に適合すべきであり、また、その影響は体系的に評価されるべき。
- (10) 効果的な金融規制は、安定的かつ良く機能する金融システムを支えるために不可欠である。金融教育及び消費者保護は、その重要な要素である。公平で透明性の高い情報や助言を提供し、金融意識 (financial awareness) を促進するという点で、金融機関及び仲介機関のアカウンタビリティ及び責任が奨励されるべき。

2. 以下を勧告 (recommend) する。

政府及び民間の主体がこの宣言を実施するための適切な措置をとること。

3. 以下を要請 (invite) する。

- (1) OECD が通常の活動を通じてこの宣言の原則を支持すること。
- (2) BIAC (経済産業諮問委員会)、TUAC (労働組合諮問委員会) 及びその他の利害関係者と適切性、健全性及び透明性に関する活動についての協議を継続すること。

(了)